

令和3年度5月補正予算-第2号-の概要

新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算

令和3年5月 新居浜市

1 予算規模

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算（第2号）で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための各種事業費について、予算措置を行っています。

この結果、一般会計では、補正額 14^億 829^万 5^{千円}の追加、補正後の予算総額は、522^億 2,848^万 6^{千円}となり、対前年度同期比は、110^億 4,999^{万円}、17.5%の減となっています。

		一般会計
補正前		508 ^億 2,019 ^万 1 ^{千円}
今回補正額		14 ^億 829 ^万 5 ^{千円}
補正後		522 ^億 2,848 ^万 6 ^{千円}
令和2年度		632 ^億 7,847 ^万 6 ^{千円}
対前年度 増減	額	△110 ^億 4,999 ^万 円
	率	△17.5%

2 一般会計補正予算の事業概要

I 感染拡大の防止(PCR検査等) (4,508万4千円)

1) 福祉施設職員PCR検査等支援事業費 (4,008万4千円)

市内の高齢者福祉施設や障がい福祉施設の職員が受検するPCR検査等に対して、県と併せて補助します。

対象：市内福祉施設職員（高齢者福祉施設及び障がい福祉施設）の職員

※愛媛県のスクリーニング検査対象となっている、高齢者福祉施設職員についても、スクリーニング検査以降の検査は対象です。

対象人数：約4,600人

補助金額：PCR検査 5,000円、抗原検査 3,000円

※（参考）愛媛県補助額（PCR検査 5,000円、抗原検査 3,000円）

回数：1回/月（※ワクチン接種完了まで、毎月でも可）

2) 新居浜市PCR検査支援事業費 (500万円)

新型コロナウイルス感染者と接触したものの、行政検査の対象とならない方に対して、新型コロナウイルスに対する安心と安全を確保するため、本人の希望による自主検査（PCR検査）に対して、費用の一部を補助します。

対象：新型コロナウイルス感染者と接触したが、行政検査の対象とならない方で、自主検査を希望する方

見込人数：500人

補助金額：補助上限額 10,000円（補助率1/2）

Ⅱ 雇用の維持と事業の継続 (13億6,321万1千円)

1) 営業時間短縮等協力金事業費 (8億5,305万9千円)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づく協力の要請に応じて、時間短縮要請期間に、酒類を提供する店舗の営業時間短縮、または休業に協力した店舗に対して、協力金を給付します。

感染症拡大防止に
ご協力ください



- 営業時間短縮要請期間 ① 令和3年4月26日0時～令和3年5月19日24時
② 令和3年5月20日0時～令和3年5月31日24時
- 営業時間 5時から21時まで ※酒類の提供は、11時から20時30分まで
- 対象 次のいずれにも該当する新居浜市内の店舗
 - ① 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた店舗
 - ② 20時30分以後から翌日の11時までの間に酒類の提供を行っている店舗
 - ③ 屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗
- 協力金の給付 営業時間短縮要請期間のすべてで「営業時間の短縮」または「休業」を実施していただいた場合に協力金を給付します。
- 協力金の額 ① 2万5千円～7万5千円超/日×24日 = 60万円～180万円超
② 2万5千円～7万5千円超/日×12日 = 30万円～ 90万円超
- 対象店舗数 約800件
- 財源 国：6億8,265万円、県：8,520万4千円
一般財源：8,520万5千円



短縮営業しています



2) 県・市町連携えひめ版事業者応援事業費 (5億1,015万2千円)

愛媛県と連携し、売上げが対前年（もしくは前前年）比で30%以上減少した事業者に対し、応援金（支援金）を給付します。

- 対象 売上げが30%以上減少した法人もしくは個人事業主
※前項の時短要請協力金の給付を受けた飲食店は対象外
- 応援金の額 法人 = 20万円、個人事業主 = 10万円
- 応援金支給見込み 約3,600件
- 財源 県：2億5,387万6千円
一般財源：2億5,627万6千円



新居浜市新型コロナウイルス感染症対策関連予算 (2号補正分)まとめ

I	感染拡大の防止	4,508万4千円
II	雇用の維持と事業の継続	13億6,321万1千円
合 計		14億 829万5千円
歳 入	国	6億8,265万 円
	県	3億3,908万 円
	一般財源	3億8,656万5千円